

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

只見町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

【只見町全域】

(1) 現況

本町は、福島県の西南、南会津郡の西北部に位置し、越後山脈を隔てて新潟県に接した豪雪地帯であり、傾斜地が多い立地の河川沿いに開けた少ない耕地において、春から秋にかけて稲作及び夏秋トマト・花卉栽培が行われている。

今後とも将来にわたり農業の振興を図っていくには、人・農地プランに位置づけられた中心経営体や認定農業者等の担い手に農地集積を進めるとともに、地域の共同活動により農道や水路等の農業用施設を適切に保全管理していくことが必要とされている。

また、本町は、特定農山村地域に指定されるなど、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組みを行うことが必要とされている。

さらに、只見ユネスコエコパークに代表される自然環境が豊かな地域であることから、その自然環境を活かして農産物の生産とブランド化を図っていくため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の実現に資するため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）」第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動に係る支援を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、農業生産活動の継続的な実施を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

| 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|-----------|---|
| 只見町全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し町長が必要と認める事項

中山間地域直接支払に関する事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

只見町の全域（特定農山村法、山村振興法、過疎法指定）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草牧草地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で、高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む）15%以上の農地